

2019年度 新見市物品・役務入札等参加資格審査申請書受付要領

岡山県新見市

新見市が発注する物品購入、役務提供のために行う入札(見積)等に参加を希望される事業者(個人商店を含む)で、岡山県内に本社・本店又は支店・営業所等(入札・契約締結等の権限を本社・本店より委任されたところ)がある事業者は、次の要領により「物品・役務入札等参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)を提出してください。

1 受付期間及び受付方法

2019年3月1日(金)から2019年3月29日(金)まで(土・日曜、祝日を除く。)

持参の場合、午前9時から正午、午後1時から午後4時まで

郵送の場合、2019年3月31日(日)消印有効

封筒等に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、受付票を返信するための切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

※ 市内業者は持参のみ、市外業者は郵送による提出をお願いします。

2 提出先 〒718-8501 新見市新見310-3 新見市役所 総務部 総務課 管財係(本庁舎2階) TEL:0867-72-6128

3 提出方法

(1) サイズはA4判とし、「個別フォルダー」(別紙参考例)に入れ提出すること。(色の指定はありません)

※ フォルダーのインデックス部分(両面)に、「商号・名称」を記入すること。

※ 止め金具、つづりひも等で綴らず提出すること。

※ 「提出書類一覧表」の順番に並べること。

4 提出書類

1部(申請書と添付書類)

5 資格要件

次の各号に該当する場合は、申請書を受理しません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合

(2) 申請書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合

(3) 申請書を提出した時点で、希望する営業品目の営業実績が2年以上の期間を有していない場合

(4) 申請を行う営業所等が、店舗としての形態をとっていない場合(店舗に商品が陳列されてなく主にカタログ販売を行っている等)

(5) 市区町村税・都道府県税・国税を滞納している場合

(6) 代表者又は役員、社員等が暴力団員又は暴力団関係者である場合

(7) 営業に関し法令上必要とする免許、許可、登録等を取得していない場合

(8) 灯油販売を希望される事業者(市内業者に限り)でタンクローリーを保有していない場合

※ なお、申請書を受理した後であっても、上記要件が判明した場合は、資格を取り消します。

6 資格有効期間

(1) 審査の結果、資格を得た場合の有効期間は、2年間です。

※ 2019年6月1日から2021年5月31日まで

(2) 2018年度に申請した者は、市内外問わず中間年にあたるため申請の必要はありません。

※ 今回の受付対象となる業者は、新規(希望する営業品目の変更含む)及び2017年度(2017年3月)以前に申請した者

7 留意事項

(1) 希望営業品目は、第5希望まで記入できます。※[営業品目一覧表]を参照

(2) 営業品目一覧表に掲載のないものは、受付対象外です。

(3) 「事務機器・各種文房具」「OA機器・サプライ品」「医療・衛生機器」「福祉・介護用品」「自動車」については、取扱希望欄に○印を記入してください。

※ 取扱い希望は複数選択できます。

※ 取扱い希望営業品目ごとの年間取扱高を申請書2枚目に記入してください。

※ 「自動車」の車検のみの希望はできません。

(4) 自動車の車検・修理、板金は、入札の対象外ですが、受注を希望される事業者は必ず申請書を提出してください。提出がない場合は、業務の発注ができませんのでご注意ください。

(5) 申請書を受理されても必ず指名を受けられるものとは限りません。

営業品目一覧表

営業区分番号		営業品目	具体品目例
A 事務用品	1	事務機器・各種文房具	机・椅子・ロッカー・文具・複写機
	2	OA機器・サプライ品	パソコン・プリンター・周辺機器
	3	紙・紙製品類	和紙・洋紙
B 印刷・図書	1	印刷	一般印刷・製本
	2	図書出版・販売	
C 電気機械器具	1	一般家電	家電製品
	2	厨房機器	調理台・保冷庫
D 医療・介護用品	1	医療・衛生機器	
	2	福祉・介護用品	車椅子・介護用ベッド
E 自動車	1	車両販売・車検・修理・板金	
F 灯油	1	灯油販売	
G 清掃業務	1	建物清掃業務	

個別フォルダー 参考例

・コクヨ製品の場合
品番 A4-IFK
外寸 240×311
A4判

※同等品 可

この部分に
「商号・名称」を記入
※両面に記入すること。

